

令和元年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和元年5月10日 午後3時
3. 場 所 ろくじ館会議室
4. 議 題 議案第6号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第7号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
議案第9号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
議案第10号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について
5. その他 報告事項 平成31年度農作業標準賃金について
6. 出席委員
農業委員
1 番 山内 亮一 2 番 長野 和代 3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂 5 番 平井 豪 6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇 8 番 佐藤 礼治 9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸 11 番 五嶋 靖 12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳 14 番 本田 廣正
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 井上 良治 田上 安幸 河嶋 隆雄 本田 忠文
志垣 保博 伊佐 浩二 坂本 秀孝 坂本 導成 緒方 寛二
上村 敦之
7. 欠席委員
なし

8. 議事録署名人

3 番 中村 幸信

4 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田 裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局長 定刻になりましたので総会を始めたいと思います。

総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名です。

総会は成立することをご報告いたします。

平成31年度の第2回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。 会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶。

事務局長 議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 3 番委員の中村幸信委員、4 番委員の松本茂委員をお願いいたします。

事務局長 議事の進行につきましては、会議規則に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 議案第 6 号、農地法第 3 条許可申請書審議について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号、農地法第 3 条許可申請書審議について。

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和元年 5 月 10 日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 それでは審議に入りたいと思います。

番号 1 番につきましては、島津委員から説明をお願いします。

○ 1 3 番 番号 1 について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置を事務局からお願いいたします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 13番委員の島津委員から農地の所有権移転（有償）につきまして、農地法上問題

がないか説明をお願いいたします。

○ 1 3 番 農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②について、シイタケ栽培を計画されており、全ての農地を効率的に利用される計画があるので問題ないと思われます。

③につきましては、該当しません。

④については、本人の従事日数は60日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,940平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○ 1 番 先月の4月23日に会長、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地には、シイタケの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 1番委員の山内委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見はないですね。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

番号1については、原案どおり許可することに決定をいたします。

番号2番について、13番委員の島津委員から説明をお願いいたします。

○ 1 3 番 番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 13番委員の島津委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○ 1 3 番 農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②について、トラクター、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用

される計画ですので問題がないと思われます。

④については、本人の従事日数は150日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万1,007平米で、下限面積をクリアします。

⑥につきましては、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の4月23日に会長、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請農地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 1番委員の山内委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○8番 単価が安い気がするのですが、特別な理由か何かあるのですか。御存知なら、お願いします。

会 長 事務局お願いします。

事務局 単価については、決められて来られますので、申請時に「安いですよ」というのはなかなか言えない。農地は、農家の皆さんの貴重な財産なので、ある程度の価格で推移したが一良いとは思いますが移動の理由等にもありますように、自分で耕作できないから処分するとなると、安くしか売れないのが現状だと思います。

会 長 ほかに何かご意見ありませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号2につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

番号3番について、9番委員の福永委員から説明をお願いいたします。

○9番 議案第6号、番号3について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 9番委員の福永委員から農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○9番 今回の申請である所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明いたします。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②について、管理機、動力噴霧器、刈払機等を所有しておられ、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。

③については該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5万7,570平米で、下限面積をクリアします。

⑥につきましては、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の4月23日に会長、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地には、飼料作物の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 1番委員の山内委員から現地調査の報告、9番委員の福永委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、意見もないようですので採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号3につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号「農地法第5条許可申請書審議」について を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 議案第7号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。4番委員の松本茂委員から説明をお願いします。

○4番 議案第7号、農地法5条の規定による許可申請審議調書番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 転用申請に係る可否の判定について、4番委員の松本委員から説明をお願いいたします。

○4番 それでは説明いたします。

お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現については問題ないと思われます。

④については、若干の造成計画はありますが、外周をブロックで土砂流出防止策を講じてあるため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 先月の4月23日に会長、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回の転用申請では、若干の造成計画はされていますが、外周をブロックで土砂流出対策を講じてあるため、土砂の流失、崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 1番委員の山内委員から現地調査の報告、4番委員の松本委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言はございますか。

発言もないようですので、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

続きまして、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和元年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

甲農第218号、平成31年4月25日。甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥

名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」(諮問)。
農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条
第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画
を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問をします。

農用地利用集積計画総括表、令和元年第2回目でございます。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、3年の田が2筆の3,837平
米、6年の田が3筆4,532平米、あわせて5筆の8,369平米となります。そして新規
の賃借権といたしまして、5年の田が1筆の1,123平米、6年の田が1筆の2,893平
米、あわせて新規の田が2筆4,016平米。全て合計いたしまして、田の7筆1万2,385
平米となっております。

使用賃借権につきましては、再設定も新規ともございませんので、今回の所有権
移転につきましては、先ほど申しましたとおり田が6筆の6,493平米、それと畑が1
筆の1,352平米、合計7筆の7,845平米となっております。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細については
事務局から説明を申し上げます。

会 長 議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用申請計画について」
を議題といたします。番号1番につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画、番号1に
ついて説明いたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・賃貸の開始、終了・貸付年数・移動の
理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置。

相手方の状況について説明。

番号1の相手方は、認定新規就農者で、仁田子集落の人・農地プランにも位置づ
けられ、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、花卉、ニラを栽培されております。

今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思
われます。

会 長 事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号1については原案のとおり承認をいたします。

事務局 番号２について、事務局から説明をお願いします。

番号２について説明。

（申請人・相手方の状況・申請土地の状況・賃貸の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

申請地の位置の説明。

相手方の状況について説明。

番号２の相手方は、大町集落の人・農地プランにも位置づけられ、認定農業者として農業を頑張っておられます。

主たる営農形態は酪農経営で、米、飼料作物、ＷＣＳ用稲等の栽培をされています。

今回の申請地につきましては、飼料用作物、ＷＣＳ用稲の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 事務局から番号２について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手の上発言をお願いします。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。

番号２につきましては原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号３につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 番号３について説明。

（申請人・相手方の状況・申請土地の状況・賃貸の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

申請地の位置の説明。

相手方の状況説明。

番号３の相手方は、大町集落の人・農地プランに位置づけられ、認定農業者として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、大豆、野菜を栽培されています。

今回の申請地にも、米、麦の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 事務局から番号３について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。

番号 3 については原案のとおり承認をいたします。

番号 4 について事務局から説明をお願いします。

事務局 番号 4 について説明。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・賃貸の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

会 長 番号 4 について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号 4 については原案のとおり承認をいたします。

会 長 議案第 9 号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 9 号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年 5 月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 議案第 9 号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について事務局から説明をお願いします。

事務局 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明。

会 長 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について説明がありました。何かご質問はありませんか。

皆様から何かご意見はございませんか。

意見がなければ、議案第 9 号、平成31年度の活動及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定については賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

議案第10号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第10号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）の決定について、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 事務局から説明をお願いします。

事務局長 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明。

会 長 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定について説明がありました。

何かご意見はございませんか。

意見がなければ、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認をいたします。

事務局 それでは、審議、お疲れさまでした。これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番